

婚外子差別に No! 電話相談 2021 ~ 22



042-527-7870

10月7日
11月4日
12月2日
2022年
1月6日
2月3日

■毎月第1木曜日 午後2時~8時

電話相談は無料です

※電話通話料のみご負担ください。

親の結婚の有無で、子どもを「嫡出子、嫡出でない子」と区別することは、憲法の個人の尊厳や法の下での平等に違反しています。子どもは皆平等です。

2013年に民法の婚外子相続差別規定が廃止されましたが、今もなお嫡出概念はじめ、出生届や戸籍での差別記載等多くの婚外子差別法制度が維持されています。

このため国連子どもの権利委員会の日本審査で、委員から「相続権について同じにしたのですから、嫡出でない子という言葉全てをなくし、関連の法的条項をその方向で変えていただきたい。私たちは21世紀に住んでいるのですよ。「嫡出でない子」等という言葉はもはや存在しないのではないですか。日本だけです。そんな概念があるのは。」と指摘されました。

その通りです！

私たちは、嫡出用語の廃止や嫡出概念の廃止を初め、婚外子差別法制度の撤廃を求め、この6月21日に法務大臣宛に、要望書を提出しました。

「婚外子差別に No! 電話相談」に取り組んで今年で10年目になります。わからないことや差別を受けたこと等ぜひ声を届けてください。お電話お待ちしております！

婚外子ということで受けた不慣れな思いや、いやな思いなどお話を聞かせてください！

出生届・「嫡出でない子」の欄にチェックせずに出したい。
→チェックしないで受理される方法があります。お電話ください！

事実婚での困ったことや悩みなどお聞かせください。

子の氏を父の氏に変更しても、親権は母のままで大丈夫！
→家裁の窓口で変更をと言われても、変更しないで大丈夫です。



婚外子の戸籍の続柄（つづき）は、長女・長男式に変わりました。2004年10月以前に戸籍が作られた婚外子の続柄は、申し出ることによって、女・男から長女・長男式に直せます。申出の前に、お電話ください！

戸籍の続柄を変更したのに、前の記載が残っている！
→前の記載を消せます。ぜひ、お電話ください。

主催 なくそう戸籍と婚外子差別・交流会
問合先 Eメール kouryu2-kai@ac.auone-net.jp
取次先 F A X & 電話 0422-90-3698 (留守電対応)

※私たちは婚外子差別の撤廃と、結婚せずに子どもを産んでも差別されない社会を求めてこの30年余運動してきた市民グループです。